

国立大学法人九州大学高度専門職員給与規程

平成26年度九大就規第27号
制 定：平成27年 3月30日
最終改正：平成29年 8月21日
(平成29年度九大就規第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学高度専門職員就業規則（平成26年度九大就規第26号。以下「高度専門職員就業規則」という。）第4条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する高度専門職員の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 高度専門職員の給与は、年俸及び業務手当とする。

2 業務手当は、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第3条 年俸の計算期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、年俸の12分の1の額（以下「年俸の支給月額」という。）を毎月21日（ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。以下同じ。）に支給する。

2 業務手当の計算期間及び支給日は、次の各号に掲げる給与の種類に応じて、当該各号に定める計算期間及び支給日とする。

(1) 管理職手当及び通勤手当 計算期間は一月の初日から末日までとし、その月の21日に支給する。

(2) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当 計算期間は一月の初日から末日までとし、翌月の21日に支給する。

(給与の支払)

第4条 給与は、その全額を通貨で直接高度専門職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、高度専門職員の指定する高度専門職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第5条 高度専門職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 前条及び第14条から第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、年俸の支給月額及び管理職手当の月額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第7条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数処理)

第8条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(年俸)

第9条 高度専門職員の年俸は、毎年7月1日（以下この条において「基準日」という。）に決定し、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される号及び基準日の属する事業年度の前事業年度の評価（次項に規定する評価をいう。以下同じ。）に応じて、別表第1の高度専門職員年俸表によ

る額とする。

- 2 評価は、事業年度毎に実施し、その評価結果をS、A、B、C、D、E又はFのいずれかで表す。
- 3 新たに高度専門職員となった者の採用日から採用日以降最初の6月30日まで間の年俸は、採用日に決定し、評価をBとした場合に第1項により決定される額を基礎として、当該期間に応じた額とする。
- 4 基準日において、基準日が属する事業年度の前事業年度に係る評価を受けていない者の年俸は、評価をBとした場合に第1項により決定される額とする。

(年俸の支給)

第10条 新たに高度専門職員となった者には、その日から年俸を支給する。

- 2 高度専門職員が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日までの年俸を支給する。
- 3 高度専門職員が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。
- 4 高度専門職員が、次の各号のいずれかに該当するときに、年俸を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その年俸の支給月額を、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(1) 第1項又は第2項に該当する場合

(2) 高度専門職員就業規則第5条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合

(3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(年俸の支給月額の半減)

第11条 前条の規定にかかわらず、高度専門職員が傷病(業務上及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病(業務上及び通勤による疾病を除く。)に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、年俸の支給月額の半額を減ずる。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める高度専門職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、73,500円とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる高度専門職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である高度専門職員以外の高度専門職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする高度専門職員(第3号に掲げる高度専門職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする高度専門職員(第3号に掲げる高度専門職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする高度専門職員

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる高度専門職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる高度専門職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えな

い範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる高度専門職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円
ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる高度専門職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である高度専門職員 第1号及び前号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である高度専門職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である高度専門職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である高度専門職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である高度専門職員 前号に定める額

3 新たに通勤手当の要件を具備するに至った高度専門職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている高度専門職員が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 通勤手当の支給は、高度専門職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

5 通勤手当を支給されている高度専門職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

6 通勤手当を支給されている高度専門職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

7 第3条第2項第1号の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。

8 通勤手当を支給される高度専門職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該高度専門職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第14条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った高度専門職員には、当該勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。))に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した高度専門職員には、当該勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 就業通則第31条第5項に規定する休日

(2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

第15条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った高度専門職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第16条 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた高度専門職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第17条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた高度専門職員には、その間に勤務した全時間(前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大就規第4号)

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

高度専門職員年俸表

区分 号	S	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円	円
1	3,450,000	3,396,000	3,307,200	3,254,400	3,229,200	3,183,600	3,133,200
2	3,660,000	3,603,600	3,508,800	3,452,400	3,426,000	3,378,000	3,325,200
3	4,065,600	4,002,000	3,897,600	3,835,200	3,806,400	3,752,400	3,693,600
4	4,261,200	4,196,400	4,086,000	4,021,200	3,990,000	3,933,600	3,872,400
5	4,458,000	4,389,600	4,274,400	4,206,000	4,173,600	4,114,800	4,050,000
6	4,668,000	4,596,000	4,476,000	4,404,000	4,370,400	4,308,000	4,240,800
7	4,864,800	4,790,400	4,664,400	4,590,000	4,555,200	4,490,400	4,419,600
8	5,074,800	4,996,800	4,866,000	4,788,000	4,752,000	4,683,600	4,610,400
9	5,271,600	5,190,000	5,054,400	4,974,000	4,935,600	4,864,800	4,789,200
10	5,481,600	5,397,600	5,256,000	5,172,000	5,132,400	5,059,200	4,980,000
11	5,677,200	5,589,600	5,443,200	5,356,800	5,316,000	5,239,200	5,157,600
12	5,887,200	5,796,000	5,644,800	5,554,800	5,512,800	5,433,600	5,349,600
13	6,084,000	5,990,400	5,833,200	5,739,600	5,696,400	5,614,800	5,527,200
14	6,280,800	6,183,600	6,021,600	5,925,600	5,880,000	5,796,000	5,706,000
15	6,490,800	6,390,000	6,223,200	6,123,600	6,076,800	5,990,400	5,896,800
16	6,687,600	6,584,400	6,411,600	6,309,600	6,260,400	6,171,600	6,075,600
17	6,897,600	6,790,800	6,613,200	6,507,600	6,457,200	6,366,000	6,266,400
18	7,094,400	6,984,000	6,801,600	6,692,400	6,642,000	6,547,200	6,445,200
19	7,304,400	7,191,600	7,003,200	6,891,600	6,838,800	6,740,400	6,636,000
20	7,498,800	7,383,600	7,190,400	7,075,200	7,021,200	6,921,600	6,813,600
21	7,708,800	7,590,000	7,392,000	7,273,200	7,218,000	7,114,800	7,004,400
22	7,905,600	7,784,400	7,580,400	7,459,200	7,402,800	7,297,200	7,183,200
23	8,115,600	7,990,800	7,782,000	7,657,200	7,599,600	7,490,400	7,374,000
24	8,719,200	8,584,800	8,360,400	8,226,000	8,163,600	8,047,200	7,921,200
25	9,321,600	9,177,600	8,937,600	8,794,800	8,727,600	8,602,800	8,468,400
26	9,938,400	9,784,800	9,529,200	9,376,800	9,304,800	9,172,800	9,030,000
27	10,345,200	10,185,600	9,919,200	9,760,800	9,686,400	9,547,200	9,398,400
28	10,542,000	10,378,800	10,107,600	9,945,600	9,870,000	9,728,400	9,577,200
29	11,143,200	10,971,600	10,684,800	10,513,200	10,434,000	10,285,200	10,124,400
30	11,760,000	11,578,800	11,276,400	11,095,200	11,011,200	10,854,000	10,684,800
31	12,770,400	12,573,600	12,244,800	12,048,000	11,956,800	11,786,400	11,601,600
32	12,980,400	12,780,000	12,446,400	12,247,200	12,153,600	11,979,600	11,793,600
33	13,989,600	13,773,600	13,413,600	13,198,800	13,098,000	12,910,800	12,709,200
34	15,207,600	14,973,600	14,582,400	14,348,400	14,239,200	14,036,400	13,818,000
35	15,924,000	15,678,000	15,268,800	15,024,000	14,908,800	14,696,400	14,467,200
36	16,749,600	16,491,600	16,060,800	15,802,800	15,682,800	15,459,600	15,218,400
37	17,590,800	17,319,600	16,867,200	16,597,200	16,470,000	16,234,800	15,982,800
38	18,432,000	18,147,600	17,673,600	17,390,400	17,257,200	17,011,200	16,746,000
39	19,272,000	18,975,600	18,480,000	18,183,600	18,044,400	17,787,600	17,510,400
40	20,100,000	19,790,400	19,273,200	18,963,600	18,819,600	18,550,800	18,261,600
41	20,941,200	20,618,400	20,079,600	19,758,000	19,606,800	19,327,200	19,026,000
42	21,781,200	21,446,400	20,886,000	20,551,200	20,394,000	20,103,600	19,790,400
43	22,622,400	22,274,400	21,692,400	21,344,400	21,181,200	20,880,000	20,553,600
44	23,450,400	23,088,000	22,485,600	22,124,400	21,956,400	21,643,200	21,306,000
45	24,290,400	23,916,000	23,292,000	22,917,600	22,743,600	22,418,400	22,069,200
46	25,131,600	24,744,000	24,098,400	23,712,000	23,530,800	23,194,800	22,833,600
47	25,972,800	25,572,000	24,904,800	24,505,200	24,318,000	23,971,200	23,598,000
48	26,799,600	26,386,800	25,698,000	25,285,200	25,093,200	24,734,400	24,349,200